

収入

印紙

建設廃棄物処理委託契約書

※ 印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する。

契約区分 (収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用)事業者
(甲)住所
名称
代表者

(以下甲という)

収集
運搬用

処分用

収集
運搬
処分用

印

印

印

第 区間
収集運搬会社
(乙)住所 江別市角山 69 番地 4
名称 角山開発株式会社
代表者 代表取締役 湯藤 学

(以下乙という)

許可番号 (発生場所 積替・保管施設) (積替・保管場所 処分場所)

第 00110005112 号・第 00150005112 号(特管) 第 00110005112 号・第 00150005112 号(特管)

(都道府県 北海道)

(都道府県 北海道)

許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (許可証参照)石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 (許可証参照))水銀使用製品産業廃棄物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他 (許可証参照))(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 (許可証参照)

許可車両 () 台

処分会社
(丙)住所 江別市角山 69 番地 4
名称 角山開発株式会社
代表者 代表取締役 湯藤 学

(以下丙という)

許可番号 第 00140005112 号・第 00190005112 号(特管) (都道府県・北海道)

許可区分 中間処理 最終処分 広域認定許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他 (許可証参照)石綿含有産業廃棄物 (がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他 (許可証参照))水銀使用製品産業廃棄物 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、その他 (許可証参照))(特別管理産業廃棄物) 廃石綿等、その他 (廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物)

印

印

印

印

◎それぞれ実線で結ぶ。

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

第1条

甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

- 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款(以下「約款」という。)の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。
- 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
- 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守するものとし、特に甲及び丙は、廃棄物の最終処分(再生含む)が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な処置を講じるものとする。
- 甲、乙及び丙は、廃棄物が土壌汚染対策法の汚染土壌にも該当する場合、本契約のほか、別途締結する汚染土壌運搬・処理委託契約書を遵守するものとする。なお、この場合、当該契約書第6条の「委託料」とは、次条に定める料金を指すものとし、別には発生しない。またこの場合、当該料金は次条2項のみならず当該契約書第6条所定の要件も満たした場合に支払われるものとする。

(処理料金)

第2条

乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

- 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。
 - 甲は丙への運搬終了後、収集運搬料金を支払う。
 - 甲又は乙は、丙への運搬終了後、丙に処分料金を支払う。
- 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔委託業務の内容〕

1. 工事名 _____
2. 排出場所 _____
3. 委託期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
4. 積替・保管の有無 有・無

a) 施設の内容

会社名	角山開発株式会社	施設所在地	江別市角山 69 番地 30, 赤平市共和町 556 番地 144
許可品目	(産業廃棄物) 燃え殻,汚泥,廃油(タールピッチに限る),廃プラスチック類,紙くず,金属くず,ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類,ばいじん,ゴムくず,鋳さい,その他(許可証に記載) 石綿含有産業廃棄物(がれき類,ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず,廃プラスチック類,紙くず,木くず,繊維くず,ゴムくず,金属くず,その他(許可証に記載))		
保管上限	上記施設所在地における保管場所の保管上限及び種類に関しては、別紙許可証の通り。		

b) 乙の運搬区間 (該当するものを○で囲む)

(排出場所 積替・保管施設) から (積替・保管施設 処分施設) まで

c) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否 (許・否)

d) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの許否 (許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社 (丙) の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量 (c)	処分会社の許可内容		
	収集運搬 (a)	処分 (b)		処分方法	施設 番号	施設の名称・所在地・処理能力
コンクリートがら	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎・選別・埋立		1. 美原処分場 江別市美原 1515 番 1 外 処理能力 16,075m ² 47,121m ³
アスファルト・ コンクリートがら	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎・選別・埋立		
その他がれき類 ()	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎・選別・埋立		2. 赤平処分場 赤平市共和町 556 番 9 外 処理能力 17,644m ² 126,00m ³ 赤平市共和町 556-138 外 処理能力 11,500m ² 126,744m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎・選別・埋立		
廃プラスチック類	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎・選別・埋立		3. 焼却施設 江別市角山 69 番 9,10 処理能力 42.67t/日 1.778t/h
金属くず	円/ (t,㎡台)	円/t	t	選別・()		
紙くず	円/ (t,㎡台)	円/t	t	選別・()		4. 破碎施設 1 江別市角山 425 番 2 (木くず) 処理能力 249.53 t/日 31.19 t/h
木くず	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎・選別・埋立 ()		
繊維くず	円/ (t,㎡台)	円/t	t	RPF の製造		5. 破碎施設 2 江別市角山 425 番 14 (がれき類) 処理能力 560 t/日 70 t/h
廃石膏ボード	円/ (t,㎡台)	円/t	t	選別・埋立		
建設汚泥	円/ (t,㎡台)	円/t	t	焼却・埋立		6. 破碎施設 4 江別市角山 69 番 9 処理能力 (廃プラスチック類) 50.4t/日 (紙くず) 64.6t/日 (木くず) 68.0t/日 (繊維くず) 57.0t/日 (ゴムくず) 71.7t/日 (金属くず) 76.4t/日 (ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず) 67.6t/日
廃プラスチック類(混合物)	円/ (t,㎡台)	円/t	t	選別		
水銀使用製品産業廃棄物 ()	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎		7. 破碎施設 5 江別市角山 425 番 2 (木くず) 処理能力 155.84 t/日 19.48 t/h 赤平市共和町 556 番 144 処理能力 (廃プラスチック類) 43.28t/日 (紙くず) 74.16t/日 (木くず) 155.84t/日 (繊維くず) 49.44t/日
産業石綿含有 廃棄物	がれき類	円/ (t,㎡台)	円/t	埋立		
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	円/ (t,㎡台)	円/t	埋立		
	廃プラスチック類	円/ (t,㎡台)	円/t	埋立		
その他	円/ (t,㎡台)	円/t	t	破碎		
特管産廃	円/ (t,㎡台)	円/t	t	埋立		
	円/ (t,㎡台)	円/t	t			
合計予定数量			t	必要な情報 (性状及び荷姿等) ※		
合計予定金額	収集運搬 (a) × (c) 円	処分 (b) × (c) 円		有価物は抜き取るものとする。 建設廃棄物の受入時、アスベストの不含証明が必要となります。※別紙 3 参照		
事前協議の要否	要・ <input checked="" type="checkbox"/> 否					

注：処理能力は、同一の処分方法が複数ある場合には、該当する処理能力欄のいずれか一つに記載する。

※：収集運搬契約の際、数量の単位が「台」の場合は、必要な情報欄に車種を記載する。

[丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）先（予定）]

I. 丙での再生品目

処分先 No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力		
第 00140005112 号	丙の施設		「委託業務の内容」記載のとおり			
再生品目	再生砕石	金属くず	燃料チップ・固形燃料	燃料チップ	製紙原料	非鉄・プラスチック類
売却先等	一般先	(株)鈴木商会	日本製紙(株)	(株)北海道熱供給公社	(有)八起	(株)紅日貿易
再生品目	紙くず	金属くず	燃料チップ・固形燃料	燃料チップ	製紙原料	水銀製品
売却先等	(株)もっかいトラスト	(株)マテック	北海道地域暖房(株)	赤平製紙(株)	三基開発(株)	野村興産(株)

II. 丙からの再生（委託）先

廃棄物の種類	処分先 No. (許可番号等)	再生 施設名称	再生 施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)
石膏ボード	05120004495	北清リサイクルファクトリー	札幌市東区北丘珠 3 条 4 丁目 659 番地 22	破 碎	45 m ³ /日	石膏ボード
石膏ボード	05120004748	(株)公清企業	札幌市東区中沼町 45 番地 57	破 碎・焼 成	45t/日・36t/日	有価物として再生
石膏ボード	00120072705	北海道吉野石膏(株)	恵庭市戸磯 285 番 2	破 碎	120t/日	石膏ボード
石膏ボード	01220169608	(株)トヤマ・フジ・ジブ・サム	袖ヶ浦市南袖 10 番の一部	破 碎	300 t / 日	石膏ボード
石膏ボード	00120169608	(株)トヤマ・フジ・ジブ・サム	室蘭市崎守町 389 番地 12	破 碎・煨 焼	83.8t/日	石膏ボード
廃プラスチック類	00120021201	(株)三光産業	苫小牧市字勇弘 145-256	破 碎	160t/日	タイヤチップ
廃プラスチック類	00120002965	(株)苫小牧清掃社	苫小牧市字勇弘 265 番地	破 碎・圧 縮	64t/日	RDF
水銀使用製品産業廃棄物	00140004746	野村興産(株)	北見市留辺蔭町富士見 217	焙 焼	184.28 t / 日	水銀製品等

III. 丙からの最終処分（委託）先

安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先 No. (許可番号等)	最終処分 施設名称	最終処分 施設所在地	処分方法	処理能力	備 考
安定型品目	00140005112	角山開発(株)美原処分場	江別市美原 1515-1 外	安・管・遮	47,121m ³	
安定・管理型品目	00140005112	角山開発(株)赤平処分場	赤平市共和町 556-138 外	安・管・遮	126,744m ³	
安定・管理型品目	00120177482	北清えさし(株)	檜山郡江差町字砂川 419 番外	安・管・遮	168,868m ³	
安定型品目	00140000736	北清ふらの(株)	富良野市字山部 2580, 2581	安・管・遮	197,514m ³	
安定・管理型品目	00140004839	空知興産(株)	雨竜町字恵岱別 207 番 301	安・管・遮	247,890m ³	
安定型品目	00140010596	(株)産業廃棄物処理センター	留萌市大字留萌村字	安・管・遮	235,587m ³	
安定型品目	00140033807	(株)親電工	石狩郡当別町字高岡 2065 外	安・管・遮	187,000m ³	
安定型品目	00140039897	谷村運輸(株)	岩見沢市東山町 467-1 外	安・管・遮	107,998m ³	
安定・管理型品目	00140049854	(株)道環リサイクル	樺戸郡新十津川町字中央 89 番地 4	安・管・遮	50,542m ³	
安定・管理型品目	00140068713	(株)協和環境サービス	江別市江別太 463 番外	安・管・遮	120,290m ³	

IV. 丙からの再中間処理（委託）先及びその後の最終処分（再生含む）先

中間・最終 の区分	廃棄物の 種類	処分先 No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
中・終	ガ・金・廃プラ	00140004746	野村興産(株)	北見市留辺蔭町富士見 217	焙 焼	184.28t/日	水銀製品等
中・終	廃プラ	00140004839	空知興産(株)	雨竜町字恵岱別 207 番 299	焼 却	13.18 t / 日	燃え殻
中・終	廃プラ	00140000736	北清ふらの(株)	富良野市字山部西 12 線 2618 番 2	切 断	4.8 t / 日	プラスチック原料

建設廃棄物処理委託契約約款

(許可証の提出等)

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(認定証その他)の写し
- (2) 許可車両番号
- (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、本契約に基づいて乙及び丙に委託する廃棄物(以下「委託廃棄物」という)についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

なお、性状等必要な情報に変更が生じた場合は、乙及び丙に文書等により通知しなければならない。

2. 乙又は丙は、委託された廃棄物の処理が困難になった場合には、その旨を書面又は電子情報により、速やかに甲に通知しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、委託廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、委託廃棄物が土壌汚染対策法の汚染土壌に該当しない場合、かつ、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

(委託業務の管理)

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェスト又は電子マニフェストを用いて業務を管理する。

2. 建設系廃棄物マニフェストを使用する場合、甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。

3. 乙又は丙は、本契約による廃棄物の処理が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、乙はマニフェストのB2票(収集運搬業者が2社の場合は、B1及びB2票)又は電子マニフェストの運搬終了報告、丙はマニフェストのE票又は電子マニフェストの最終処分終了報告などによって、業務終了報告書に替えることができる。

(内容の変更)

第5条 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価を変更するとき、委託期間を延長するとき、又は予定数量に大幅な増加が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

2. 丙は、前頁の表『丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)先(予定)』の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し、変更契約を締結する。

3. 本契約書記載の委託数量は契約締結時点での予定数量であり、甲の施工状況その他の事情により変動することがある。乙及び丙はこれを了承し、予定数量の減少を理由に補填、損害賠償その他名目の如何を問わず、甲に対し何らの請求を行うことはできないものとする。

(業務の調査)

第6条 甲は、委託廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。

2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。

3. 甲は、第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況及び中間処理後の処理委託契約の内容、その他本契約の履行状況について、調査又は報告を求めることができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害の賠償)

第8条 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

(労働災害の補償)

第9条 乙及び丙は、業務の遂行に際し、自らが使用する労働者が被災した場合は、労働基準法第75条ないし第88条の規定に従い、使用者として自らの責任と負担において労働者を救済し、解決するものとする。

2. 乙及び丙は、前項の責務を果たすため、自ら労働者災害補償保険法第3条第1項に定める適用事業の事業主として、同法の定めに従い労働者災害補償保険に加入しなければならない。

(機密保持)

第10条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密(業務上取得した個人情報を含む。)を第三者に漏洩してはならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき。
 - (2) 関係法令の規定に違反したとき。
 - (3) 監督省庁から法に基づく行政処分を受けたとき。
 - (4) 強制執行または租税滞納処分を受け、手形・小切手が不渡りとなり、破産申立などの倒産関連手続開始の申立てを行い、若しくは受け、又は私的整理に入ったとき。又はそれらのおそれがあるとき。
 - (5) 乙又は丙の能力(技術的、経理的基礎など)、又はその施設が、法に定める基準に適合しないと認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) 法に定める産業廃棄物処理業の許可にかかる欠格要件に該当したとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (7) 本契約に関する許可に付された条件に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (8) その他契約の履行について不誠実な行為を行ったとき。
2. 乙又は丙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき。
 - (2) 関係法令の規定に違反したとき。
 - (3) 強制執行または租税滞納処分を受け、手形・小切手が不渡りとなり、破産申立などの倒産関連手続開始の申立てをし、若しくは受け、又は私的整理に入るなど、甲が処理料金の支払能力を欠くと認められるとき。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲は、乙及び丙、又は、乙及び丙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、若しくは、乙及び丙が第3条但書の規定に従い業務を再委託した者(以下「再委託先」という。)が、個人であると団体であるとを問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合あるいは甲又は甲の関係者に対して、乙及び丙又は乙及び丙の再委託先が反社会的勢力である旨を伝えた場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

2. 乙及び丙は、乙及び丙又は乙及び丙の再委託先が反社会的勢力による不当要求又は業務妨害を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再委託先をして断固としてこれを拒否させ、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び甲が請け負った工事の注文者への報告等に必要な協力を行う。

(未処理の委託廃棄物の取扱い)

第13条 第11条の規定により本契約を解除する場合であっても、本契約の解除時に受託業務が完了していない委託廃棄物については、乙又は丙の責任において処理するものとする。ただし、この場合の費用については、本契約に定める契約単価に準じて甲が負担する。

2. 前項において、乙又は丙が、適正な処理を行えない場合又はそのおそれがある場合、甲は、別の許可業者に未処理の委託廃棄物を処理させることができるものとする。この場合、乙又は丙は委託廃棄物を、甲又は甲の依頼した許可業者に引き渡さなければならない。この場合、乙又は丙は、甲が負担した費用の実費を負担するものとする。

(労賃・処理料金等の立替払)

第14条 甲は、乙又は丙が、労働者、再委託業者・再中間処理業者・最終処分業者・丙が委託した収集運搬業者(以下、併せて「再委託業者等」という)等に対する労賃、処理料金等の支払いを遅滞したとき、又は支払いを遅滞するおそれがあるときは、その労働者・再委託業者等の申し出により、事情を調査の上、建設廃棄物処理委託契約書第1条4項に基づき、委託廃棄物の適正処理を確保するため、乙又は丙に代わってこれを立替払いすることができる。

2. 前項の再委託業者等が労賃、再中間処理後の処理料金、その他の支払いを遅滞したとき、又は支払いを遅滞するおそれがあるときは、乙又は丙は委託廃棄物の適正処理を確保するため、再委託業者等に代わって直ちにこれを支払う等適切な措置を講ずる。

3. 前項の場合において、乙又は丙が適切な措置を直ちに講じないときは、甲は、乙又は丙に代わってこれを立替払いすることができる。

(相殺)

第15条 乙又は丙が、第11条1項の各号の一に該当したときは、乙又は丙は契約解除の有無に関わらず、甲に対し負担する立替金、損害賠償等一切の債務の期限の利益を当然に失い直ちに甲に支払わなければならない。

2. 前項の場合において、甲は、乙又は丙に対して有する弁済期の到来した債権と、乙又は丙に対して負担する処理代金支払債務等とを相殺することができる。

3. 前条に基づき、甲が、再委託業者等に対し立替払いの実施を約した場合は、甲は、直ちにその約した額につき乙又は丙に事前求償することができ、かつ、当該求償債権と甲が乙又は丙に対して負担する処理代金支払債務等とを相殺することができる。

(有効期間)

第16条 本契約の有効期間は本契約書[委託業務の内容]3.委託期間 に定める通りとし、その期間の満了をもって本契約は終了する。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を本契約の終了の日から5年間保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

<収集運搬会社一覧表(複数の収集運搬会社が同一の処分会社に搬入する処分契約の場合に記入)>

会社名	住所	許可番号		許可内容	
		発生場所	処分場所	品目(種類)	車両台数

協議事項					
------	--	--	--	--	--

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。(平成17年4月現在)					
1号文書(収集運搬用)			2号文書(処分用)		
1万円 未満	非課税	1,000万円 以下	10,000円	1万円 未満	非課税
10万円 以下	200円	5,000万円 以下	20,000円	100万円 以下	200円
50万円 以下	400円	1億円 以下	60,000円	200万円 以下	400円
100万円 以下	1,000円	5億円 以下	100,000円	300万円 以下	1,000円
500万円 以下	2,000円			500万円 以下	2,000円